
ロシア史研ニューズレター

ОБЩЕСТВО ИССЛЕДОВАТЕЛЕЙ ИСТОРИИ РОССИИ

No.115 August 2019

ロシア史研究会2019年度大会特集号 9月28日(土)、29日(日) 大東文化大学板橋キャンパス

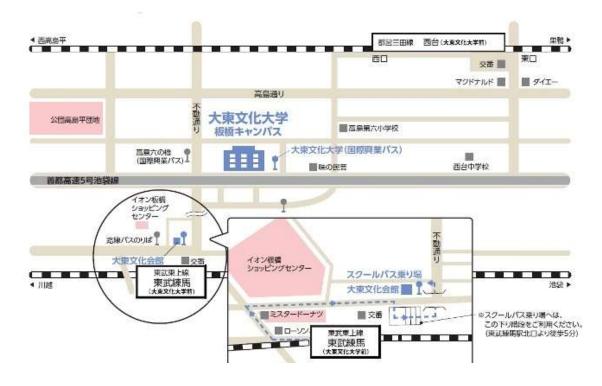
ロシア史研究会 2019 年度大会は 9 月 28 日(土)、29 日(日)の両日に大東文化大学板橋キャンパスで開催されます。プログラム確定版と報告要旨は次ページ以降をご覧ください。

昨年度に続き、出欠・総会委任状は原則として ML でお送りするフォームにて承ります。9月上旬に配信予定です。なお、メールにアクセスできない会員の方には、従来通り、ハガキでの出欠確認・委任状送付をお願いいたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。非会員の方も、資料代 500 円をお支払いいただくことでご参加可能です。なお、大会に関する事務的な事項でのお問い合わせは、事務局鶴見 (shukran_afwan /あっと/hotmail.com) 宛にお送りください。

開催校アクセス(乗り場、時刻表等詳細は本会ウェブサイト大会ページをご覧ください)

- 1) 都営三田線「西台」駅より徒歩 10 分(首都高 5 号線まで南下して右折するだけ)。 キャンパス北側の門は、日曜日は閉まっています。
- 2) 東武東上線
 - a. 「東武練馬」駅(普通のみ停車)より徒歩 20 分もしくは駅北側(イオン側)から国際興業バス東練 01 系統(平日と土日で乗り場が異なります)、「高島平駅経由浮間舟渡駅」行に乗車、「高島六の橋(大東文化大学西)」下車(所要 6 分)、 徒歩 4 分
 - (土曜日に限りスクールバスがあります。詳細は大学もしくは本会サイトをご覧ください。)
 - b. 「成増」駅(急行等停車)北口より国際興業バス赤 02 (-2) 系統「赤羽駅西口」 or 「志村三丁目駅」行、「大東文化大学」下車(所要 14 分)、すぐ。
- 3) JR「赤羽」駅西口より国際興業バス赤 02 系統「成増」駅北口行、「大東文化 大学」下車(所要 20 分)、すぐ(高速の高架の向こう側)。

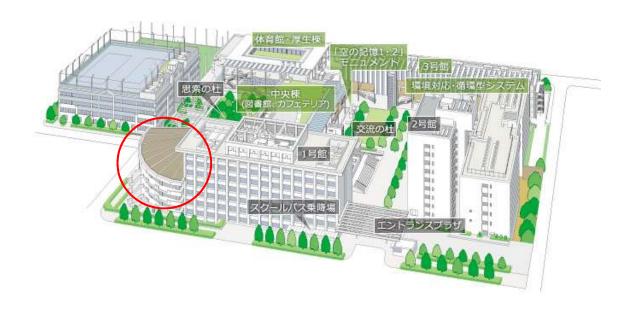
<板橋キャンパスへのアクセス>



<板橋キャンパスマップ>

会場は1号館の左端(西側)の扇形の建物の1階から3階です。懇親会場はその地下の生協食堂です。下記の地図は上が北で、南側は首都高5号線に面しています。

★<u>受付と書店は1階の10102教室</u>に設置しますので、まずはこちらにお立ち寄りください。 キャンパス正門は以下の「エントランスプラザ」のところです。北門は日曜は閉まります。



第63回ロシア史研究会年次大会プログラム

(確定版)

会場: 大東文化大学板橋キャンパス 1 号館 (正門から見ると奥にある、1 号館のメインの棟とは別の棟です)

9月28日 (土)			
, -	A 会場 (2 階 10201) 自由論題報告	B 会場(2 階 10202) 自由論題報告	
9:40	浅岡善治「ドゥイモフカ事件と農	岩田行雄「18世紀ロシア研究における訳	
~	村党機構 (1924-25 年) ――盛期ネ	語の問題についての検討―『ロシア作家	
10:35	ップの地方スキャンダルの再検	辞典』を中心に一」	
	討」		
	コメンテータ:奥田央	コメンテータ:鳥山祐介	
	司会:吉村貴之	司会:ピョートル・ポダルコ	
		ドミートリエヴァ・エレーナ「「満洲国」	
10:40	熊倉潤「農業集団化とカザフ人工	の技術者育成政策―「白系ロシア人」向	
~	リート(1929-33 年)」	けの哈爾賓鉱工技術工養成所とスキデ	
11:35		ルスキー穆稜炭鉱―」	
	コメンテータ:西山克典	コメンテータ:生田美智子	
	司会:吉村貴之	司会:ピョートル・ポダルコ	
11:35		144.00	
~	昼 食(11:45-12:45 委員会:1 号館メインの棟地下 1B103)		
13:00	_ ,, , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
13:00	共通論題A		
~	(3 階 10301)		
15:30	「帝政ロシアの都市と公共」		
	巽由樹子「19世紀末ロシアの読者大衆と公共-サミュエル・スマイルズ『自助論』を事例として-」 下里俊行「19世紀後半のロシアの都市空間における「身体」観の諸相」 福元健之「モラルと営利の調整——20世紀初頭ポーランドの医師と都市」 コメンテータ:長縄宣博		
15.45	司会:池田嘉郎		
15:45	νω Δ (2 PH; 10201)		
~ 17:15	総 会 (3 階 10301)		
17:13			
~	懇親会(1 号館地下生協食堂) ☆参加費は、A 会員:6000 円、B 会員:4000 円の予定です。		

9月29日(日)			
,,,	A会場 (2 階 10201) 自由論題報告	B会場 (2階 10202) 自由論題/パネル	
9:40 ~10:35	村田優樹「ロシア革命・内戦期ウクライナにおける民族属人自治」	宮崎千穂「19世紀後半における中央アジアのロシア医学の導入と梅毒対策」 コメンテータ:井上岳彦	
	司会:鶴見太郎	司会:河本和子	
10:40 ~11:35	Gennadii Korolov "An Entangled Ukrainian History of the Concept of "the United States": from Cyril-Methodists to the Revolution 1917-1921" コメンテータ:村田優樹 司会:鶴見太郎	パネル 「シベリア出兵と国際環境」 (10:40~12:40) 組織者: 兎内勇津流 中谷直司「ワシントン会議(1921-22)への道 程—日本とイギリスの会議準備の比較検 討」	
11:40 ~12:35	松村岳志 「ロシア軍将兵の罪と罰:デカブ リスト時代の第2軍の事例」 コメンテータ:田中良英 司会:青島陽子	柴田善雅「シベリア出兵期日本の経済活動の拡張」 藤本健太朗「日本軍撤兵問題と極東共和国の外交」	
12:35 ~ 14:00	昼 食		
14:00 ~16:30	共通論題B (3 階 10301) 「ペレストロイカ期のロシア史研究再考」		
	宇山智彦「ペレストロイカ期の中央アジアをどう見るか:民族問題論から共和国政治論へ」 鈴木義一「ソ連の経済メカニズムに関するペレストロイカ期の研究の再検討 (仮題)」 加納格「ペレストロイカとロシア研究」		
	コメンテータ:塩川伸明司会:左近幸村		

報告要旨

【1日目 9月28日(土)】

自由論題 (9:40~10:35) (A 会場 2 階 10201)

● ドゥイモフカ事件と農村党機構(1924-25 年)——盛期ネップの地方スキャンダルの再検討

浅岡善治(東北大学)

ドゥイモフカ事件とは、1924年3月にウクライナ南部で発生した、「農村通信員」グリゴリー・マリノフスキーの殺害事件とその後の刑事裁判の過程を指す。マリノフスキーは地方権力の悪行をたびたび新聞への投書で告発したために謀殺されたものとされ、裁判ではコムニストを含む現地の活動家たちに厳しい判決が下った。並行して、その根本原因と見られた「地方機構の腐敗」がクローズ・アップされ、指導部での権力闘争や地方組織の反発なども絡んで、党の様々なレヴェルで軋轢が生じた。結局、1924年末から 1925年初めにかけて熱を帯びた「ドゥイモフシチナ」をめぐる党内での応酬は、短期的には親農民・親農村的な方向で決着し、直後におけるネップのさらなる深化、その、いわゆる「農民的段階」への旋回軸として機能することになる。

以上のように、この南部辺境における一殺人事件は、当時ソ連各地で頻発した通信員迫害事件の典型事例として広く喧伝され、出版活動や投書運動の活発化を促しただけでなく、農村政策そのものの進路をも左右したのであるが、実はかなりのインターヴァルを経て新展開を見せ、60 年代の末に「冤罪事件」として最終決着することとなった。判決は数十年後に文字通りひっくり返され、マリノフスキーは農村通信員ではなく、むしろ当時の状況からすれば「反革命」的な人物ということとなり、「主犯」として処刑された3人のコムニストたちには正式に名誉回復の措置が取られた。この逆転劇は同時代的にはあまり注目を浴びることはなかったが、ソ連末期に地域史研究者によって発掘され、近年では 〇・M・キヤンスカヤ、Д・M・フェリドマンらによって、ややジャーナリスティックな観点からではあるものの、事件の全体像に関する新しい見解も提起されている。

かつて報告者は、論文「『ソヴィエト活発化』政策期におけるセリコル迫害問題と末端機構改善活動」(『ロシア史研究』No.63、1998 年)でドゥイモフカ事件を取り上げ、農村通信員運動および当該期の農村政策全体の展開過程の中での位置づけを図った。しかし当時は、例えば、同事件の公判で社会的公訴人を務めた J・ソスノフスキー(トロツキー派の論客として名高い)の発言がリアルタイムでの報道と後の公式記録とではかなり異なることなどについて気にはかかっていたものの、事件そのものが「フレーム・アップ」として決着していたことは把握できていなかった。本報告では、当時利用できなかった党中央の史料、およびオデッサ、ニコラーエフなどの地方史料も新規に導入して、ドゥイモフカ事件とその政治的余波について、抜本的な再検討を試みたい。

自由論題 (10:40~11:35) (A 会場 2 階 10201)

● 農業集団化とカザフ人エリート(1929-33 年)

熊倉潤(アジア経済研究所)

1929 年から 1930 年代前半にかけて、集団化および穀物調達、「クラーク」の撲滅等により、ウクライナをはじめ多くの地域で、人口減少、人口流出が発生したことが知られている。カザフ自治共和国においても、中央の指令に基づき、集団化、穀物調達、「バイ・クラーク分子」の撲滅、遊牧民の定住化等が短期間で強行され、多くの遊牧民、半遊牧民が家畜を没収され、抗議行動が勃発するも、鎮圧された。飢餓が蔓延し、一説によるとカザフ人だけで 145 万人が死亡したとされる。生き残った人々は越境逃亡を決行し、膨大な人口が新疆等に流出した。

一連の犠牲は、連邦中央から派遣された、現地の実情をよく知らないゴロシチョーキンによって、集団化等の政策が強行されたことに起因すると、従来の研究では考えられてきた。たしかに、ゴロシチョーキンの強硬な姿勢は、犠牲がかくも巨大となったことの一因かもしれないが、ゴロシチョーキンに対する批判がやや先走ったように感じられる箇所がないこともない。自治共和国レベルでの意思決定と政策執行の過程には、ゴロシチョーキンの他に中央から送り込まれた別の「よそ者」エリート、および1920年代に政権中枢に進出した多数のカザフ人エリートが関与していたとも推測され、彼らの動向も含めた総合的な分析が、従来の研究には比較的不足していた。当時、カザフ自治共和国の国家機関の人民委員およびカザフ地方党委員会ビューロー員の過半数をカザフ人が占めていた。そうであるならば、上層部に多数存在したカザフ人エリートは集団化期の諸政策にどのように関与していたのか。

従来の研究にも、当時カザフ自治共和国人民委員会議議長であったイサエフの生涯に焦点を当てた研究が存在する。このイサエフ研究によれば、飢饉と逃散が終末的様相を呈した1932年夏に、イサエフらが事態収拾に向けて動き出したことがわかる。イサエフのほかにも、クルンベトフらカザフ人エリートが混乱を収拾するための方策を採っていたことは、既に刊行された資料集『ソヴェト農村の悲劇』から跡づけることが可能である。本報告では、これらも踏まえて、カザフ人エリートの動向と、カザフ自治共和国上層部の変容を考察する。

自由論題(9:40~10:35) (B 会場 2 階 10202)

● 18世紀ロシア研究における訳語の問題についての検討―『ロシア作家辞典』を中心に―

岩田行雄

いったん提示された定義や訳語は、読者の概念形成に大きな影響を与え続けることになる。 それだけに、研究者は慎重でなければならない。 より正確な訳語を提示することは、研究者の 社会的責務である。 ゲーリー・マーカーの著作を契機とするが、上記の視点から、その他の著作で使われている訳語も含め、以下の 6 点について問題提起する。

【ポソシコフ著『貧富の書』は、「貧・富」の書ではない】

『一橋大学創立八十周年論集 上巻』(1955)収録の大塚金之助著『イワン・ポソシコフ (1652? -1762 年)について―A.ブリュックナーの勞作を中心として』(未定稿)(以下「大塚論文」と略)では、彼について次のように述べている。「ポソシコフの実業家としての活動は、多面的であった。彼は、終生、自分自身を百姓として卑下し、はじめは字も書けなかったが、当時の農民は、すでに、各種の帝室工場で働いていたから、彼もまた、技術家として火器のことに詳しく、小銃を改良し、金属加工の知識を持ち、製紙工場のプランを立て、国立酒場を管理し、各地に土地を買って農業を営み、土木事業や酒造業を経営し、硫黄の新産地を発見し、貨幣を鋳造し、時には護民官に就任し、言わば、十八世紀ロシアの Mittelstand の一人であった。」 (249-250 頁)。そして、「十八世紀ロシヤのマーカンティリズム思想を展開したポソシコフ」 (246 頁)と評している。

「貧富の書」は 9 章から成り、「大塚論文」では、各章に次の訳語があてられている。(1)「О духовности」聖職、(2)「О воинских делех」軍事、(3)「О правосудии」裁判、(4)「О купечестве」商業、(5)「О художестве」芸術、(6)「О разбойниках」盗賊、(7)「О крестьянстве」農民、(8)「О земленых」土地所有、(9)「О царском интересе」ツァーリの利害。書名 Книга о скудости и богатстве の大塚訳は、『貧富の書』ではなく、『貧困と富とについての書』である。

だが、ポソシコフが手稿を書いた当時のロシア語の意味を『11-17 世紀ロシア語辞典』で調べると、скудость の第一項目は Нужда、необходимость、потребность、つまり「必要」「必要性」であり、貧困は第二項目である。第一項目の意味を当てはめると『富、及びその必要性についての書』とすることが出来る。ただし(6)を「圧制者(圧政者?)」、(9)を 18 世紀初頭にロシアがヨーロッパから取り入れた当時の意味「利益」を選び「帝室の利益」とすれば、『富、及びその必要性についての書』という書名の整合性が得られ、ポソシコフの重商主義の立場とも合致する。

「大塚論文」から 64 年を経て、これを越えるポソシコフ研究は目にしていない。だが、書名に関しては、検討すべきと考える。

【その他に訳語を検討する事項】

- (1)「民衆学校についての規約」の классы は、「学級数」か?
- (2)ペカールスキー著「学問と文学」の「文学」は「文献」ではないか?
- (3)ピョートル大帝が持っていたのは「図書館」か「蔵書か」?
- (4)ノヴィコフ著「ロシア作家辞典」は「著述家辞典」ではないか?
- (5) личная типография は「個人印刷所」か「私営印刷所」か?

自由論題(10:40~11:35) (B 会場 2 階 10202)

●「満洲国」の技術者育成政策—「白系ロシア人」向けの哈爾賓鉱工技術工養成所とスキデルスキー移稜炭鉱—

ドミートリエヴァ・エレーナ(岡山大学)

関東軍と「満洲国」政府による作成された「満洲産業開発計画」は 1937 年から実行し始まった。1938 年に日本からの技術員学校卒業生の供給問題が発生し、満洲の経済開発に必要な上下級技術員、熟練工の早急な調達が困難に直面したため、「満洲国」内における技術要員養成の基本方針が決定された。その決定内容の一つとして、1939 年後半に日本人が管理運営する「白系ロシア人」向けの哈爾浜鉱工技術工養成所が開設された。卒業後、満洲鉱工技術員協会の指定による「満洲国」内の企業・工場などで 3 年間の仕事が義務付けられたが、ロシア語使用可能な就職先ばかりであった。当時は哈爾浜市内、中東鉄道沿線地域に「白系ロシア人」系の会社や工場が存在し、ロシア語系の人材の募集を行っていたからである。

太平洋戦争中に「満洲国」側の技術工育成に対するニーズが変化したと同時に、関東軍による対「白系ロシア人」社会政策の方針が変わった。さらに、当養成所内部の情勢が悪化した。その結果、「白系ロシア人」のみを中心とした哈爾浜鉱工技術工養成所は「白系ロシア人」青年を当養成所の電気科と採鉱科に受け入れなくなり、代わりに中国人青年の募集が開始された。すると、「白系ロシア人」社会の様々な立場から異議が唱えられるようになった。このように、当養成所は白系ロシア人向けの教育機関として失われていく。

「白系ロシア人」向けの哈爾浜鉱工技術工養成所に関する先行研究は乏しい。原正敏氏と 隈部智雄氏(1990、1994~95)とロシア側のポタポワ氏(2010)に限る。日ロの研究者いずれも 哈爾浜鉱工技術工養成所の概要を中心に論述し、入学者数や卒業者数の充足率が大幅に 低下したと指摘し、その原因と当養成所の成果を分析しない。しかし、報告者は当養成所の 外・内部の状況を調べ、秘めた原因が存在していたことを明らかにした。

本報告は、公開されている日本語の資料(『鑛工満洲』、『鑛工年鑑』)を読み直し、ハバロフスク州国立文書館保管白系露人事務局フォンドに保管されているロシア語の一次(当養成所作成、白系露人事務局作成など)・二次資料(露字新聞)を使用し、当養成所に対する「白系ロシア人」社会の評価、運営問題、技術工教育の成果を再評価した。また、その資料で取り上げられたスキデルスキー移稜炭鉱の話が目立ち、公開されたソ連軍スパイ取締特務機関によるスキデルスキーの尋問特集の内容を分析した。その結果、未だに先行研究者が見落とした当養成所との繋がり、当養成所の存続運命に繋がったスキデルスキー鉱山の役割を明確にした。つまり、当養成所内部の情勢悪化と「満洲国」によるスキデルスキーの鉱山売買の試みと関東軍とスキデルスキーとの関係悪化の時期と合致するのは偶然ではないと強調したい。

帝政ロシアの都市と公共

趣旨説明

池田嘉郎(東京大学)

近年、わが国の帝政ロシア史研究では、長縄宣博『イスラームのロシア――帝国・宗教・公共圏 1905-1917』(名古屋大学出版会、2017 年)、巽由樹子『ツァーリと大衆――近代ロシアの読書の社会史』(東京大学出版会、2019 年)と、「市民社会」や「公共圏」のあり方を正面から問う著作が相次いで現れた。Yasuhiro Matsui (ed.), Obshchestvennost' and Civic Agency in Late Imperial and Soviet Russia: Interface between State and Society (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2015) もここに挙げてよい。これらの著作は、西欧を基準として、ロシア帝国における市民社会の有無や成熟度、それに歪みを論じるのではなく、政治史・社会史・文化史の成果を踏まえて、ロシア独自の社会秩序を総体的に捉えることを目指している。本共通論題は、こうした研究動向に応えるべく組織されたものである。報告者と討論者の人選にあたっては、個別のテーマや、取り上げる地域がなるべく多様となるようにこころがけた。

●19 世紀末ロシアの読者大衆と公共ーサミュエル・スマイルズ『自助論』を事例として一

巽 由樹子(東京外国語大学)

1990 年代以降の近代ロシア史研究では、中間的階層の分析が積み重ねられてきた。2017年にアリソン・スミスはこれを、企業家、専門職という「見失われたミドルクラス」の発見に始まり、西欧市民社会モデルをそのままロシアに適用する試みへの批判を経て、必ずしも政治的行動をしたのではなくとも、実際にロシア都市に存在した中間的な主体の諸活動を対象化する方向へと展開した、と整理している。それは、ミドルクラスを包摂した、都市大衆の公共意識に焦点があてられるようになったことを意味する。たとえばカトリオーナ・ケリーは 2001年の単著で、社会規範について読者を啓発するマナー指南書の、ロシアにおける系譜を論じたが、そこでは、近代ロシアの都市に、「しつけがよい市民」と見做される振舞いを共有した大衆が現れたことが示された。こうした議論は、エリートと民衆の階級対立から帝政末期ロシアの歴史的転換が説明されてきたことへの再考を促す。二者は必ずしも分離できないのではないか。その間に両者が混在した大衆が存在し、国家と私的領域の間で、特定の価値観が共有される公共の領域を構成していたのではないか。そして彼らは革命を境に消滅したのではなく、たとえばエヴゲニー・ドブレンコが「国家的読者」と呼ぶ、社会主義リアリズムの価値観を共有し、新体制を内発的に支えるよう誘導された大衆の前身だったと考えられないか。

本報告は、研究動向の検討から以上のような問題提起をしたうえで、19世紀末ロシアの都市に成立した商業出版の読者大衆に着目し、その構成や特質を示す。そして、彼らに読まれたサミュエル・スマイルズ『自助論』ロシア語版をとりあげ、都市の読者大衆の「公共」に対する認識を探る。1859年に英国で刊行されたこの書物は、複数の言語に翻訳されて世界的ベストセラーとなり、日本では中村正直訳『西国立志編』として、明治期の青年の必読書となった。だが、ロシアでも 1866年以降、複数の翻訳が刊行され、さらに他言語版にはないロシアの偉人伝が加筆されて版を重ねたことは、おそらくあまり知られていない。リベラリズムの明るい展望を謳いあげ、個人の努力と学習によって立身出世が可能であることを説く『自助論』は、身分制原理が残存するツァーリ専制体制とも、私有制度が廃された社会主義体制ともいささか異質である。それにもかかわらず、たしかに帝政末期のベストセラーであったこの書物を通して、19世紀末の読者大衆と公共の様相を考察したい。

近年、19世紀の農奴解放以降のロシア社会の変容について都市住民層が担ってきたさまざ まな文化を分析することで、ロシア社会とヨーロッパの「近代市民社会」との共通性を明らかに しようとする研究が注目されている。その背景には、スラヴ派と西欧派の対立以来の相克、す なわち、近代ロシア社会を「非ヨーロッパ」型(「スラヴ」、「アジア」、「ユーラシア」等)として捉え るのか、それとも「ヨーロッパ」型の一変種としてとらえるのか、という文化地理的な認識枠組を めぐる相克があり、前者の認識枠組のなかで、20世紀のロシア史を特徴づける諸要素の源流 を過去に探求するかたちで19世紀ロシア社会の歴史像が構成されてきたのに対して、ソ連崩 壊後の21世紀初頭のロシアの現実を目の当たりにしつつ、後者の認識枠組のなかで、ヨーロッ パ近代史研究において盛んに検討されてきた文化的主題を基軸にして、前者の認識枠組に もとづく歴史像では重視されてこなかった文化的要素の豊かさが再認識されることになった、と いう事情を指摘することができるだろう。そもそも、歴史叙述が、将来への眼差しにもとづくに過 去の像の構築であるとしても、先に挙げた二つの認識枠組による、それぞれの歴史像は、やは りまた相応の根拠をもって構築されてきたのであるから、両者の認識枠組を何らかのかたちで 接合するという課題も日程に上っているように思われる。そこで、本報告では、後者の「ヨーロッ パ」型の認識枠組に立脚しつつ、その枠組に解消されない文化的要素を19世紀のロシア社会 に見出すことで、前者の歴史像との接合可能性を探求することを目指したい。

具体的には、政治的要人の「身体」への物理的攻撃を特徴とする都市型テロリズムを生み出 した文化的要素を、先行研究とは異なり、ヨーロッパの近代哲学における認識論の頂点である デカルト的な、神を前提とした心身二元論とその帰趨に注目することによって原理的に考察し てみたい。そもそも、心や意識を「身体」(物質的・肉体的世界)とは異なる次元にあるものと考 える心身二元論(即ち形而上学)は、ヨーロッパ哲学史においては汎神論や唯物論といった変 種を生み出しながらも20世紀まで基本的には維持され、今日にいたるまで日常言語のなかに 定着しているといえよう。19世紀初頭のロシアにおいてもライプニッツ=ヴォルフ派の予定調和 説的な心身二元論が学校哲学の標準とされてきた。しかし、1860年を前後して従来の心身二 元論を揺るがすような新しい言説(バックル『イギリスにおける文明の歴史』(1857年)、ダーウィ ン『種の起源』(1859年)、マルクス『資本論:経済学批判』(1866年)がヨーロッパで台頭してくる。 これらの新しい学知は、人間(社会)が「身体」を介して「自然な(普遍的で必然的な)」法則に 規定されているという世界観=人間観を示唆するものであった。こうした「身体」を標的とした 知と技術のネットワークが作動するなかで、今日にいたる近代的な「規律社会」とその「主体」 が形成されていったという歴史像も描かれている。このような新しい世界観=人間観に対して、 ロシア社会はどのような反応を示したのか、具体的には、ロシア社会における公共的言説、とく に「学術的」言説(生理学、心理学、経済学、統計学、法学、教育学、神学など)において示さ れた「身体」への多様な眼差しのせめぎ合いの諸相を明らかにするなかで、最終的に政治的 な意志をもった「身体」への物理的攻撃が、それらの多様な眼差しとどのように関連していたの かについて考察する。そのことを通して、19世紀のロシアの都市空間に特有な文化的特徴を 読み込むことを試みる予定である。

参照文献: A. M. Schrader Languages of the Lash: Corporal Punishment and Identity in Imperial Russia (Northern Illinois UP: Dekalb, Illinois, 2002); C. Verhoeven The Odd Man Karakozov: Imperial Russia, Modernity, and the Birth of Terrorism (Cornell University Press: Ithaca and London, 2009); 下里俊行「カラコーゾフ事件とロシアの社会運動(一八六六年)」『一橋論叢』 113(2)、1995年、217-236頁。

● モラルと営利の調整――20世紀初頭ポーランドの医師と都市

福元健之(日本学術振興会)

本報告は、ポーランド王国地方医師大会Zjazd lekarzy prowincjonalnych Królestwa Polskiegoに関連する史料を取りあげ、都市と公共というテーマに関する考察の素材を提供する。1911年に第一回大会がウッチ市で、1914年に第二回大会がルブリン市で開催されたポーランド王国地方医師大会は、1899年から1908年までウッチ市にて出版された『医学雑誌 Czasopismo Lekarskie』を通じて形成された地方医師集団が組織した学術的・社会的な議論空間だった。先行研究では、ヤロスワフ・ツァバイJarosław Cabajがポーランド王国における医学や衛生学、薬学のための集会に当該地方医師大会を位置づけて論じており、非常に有益である。しかし、ツァバイは、民衆に対する衛生学的な啓蒙活動や都市自治体導入の必要性など、重要ではあるものの、個々の案件に関する医師や衛生学者らの立場を確認するに留まっている。そこで本報告は、地方医師たちに深刻なジレンマをもたらしていたモラルと営利をめぐる問題に焦点を当て、そこでの諸言説に基づいて彼らの価値規範を総体として再構成することを試みる。ポーランド王国地方医師大会には、「地方」に対置される「首都」としてのワルシャワ、およびガリツィアやプロイセン領からも参加者が確認され、ポーランド語に基づく議論空間としての当該大会は、地方の文脈から当時のポーランドにおける知識人のあり方について考えることを可能にする射程をもつと考えられる。

1914年の大会では、ルブリン県医師協会によって「医師のための職業倫理綱領」のための 草案が作成されており、そのまさに第一条には、医師は、「医師資格所有者が共有する道徳 的・物質的利益である尊厳や名誉と同時に、医師間の同僚としての関係koleżeństwoに配慮し なければならない」とある。先行研究では十分な注意が払われていないが、医師の尊厳や名 誉が道徳的のみならず、物質的利益をももたらすものとして語られることは、極めて重要な意 味をもっている。地方医師の経済的基盤は非常に脆く、民衆の間では医師助手やにせ医者な どが活動を行っていた。そのため、生活の安定のために医師間で患者をめぐる競争が激化し、 不適切な広告や患者を確保するためのブローカーとの共謀などがみられたとされる。しかし、 適切な医療行為や診断会議の組織を阻む医師間の競争は患者の福祉を損なうことにほかな らず、患者が医師から離れるばかりか、さらに都合が悪いことにはにせ医者たちにより接近する と懸念されたのである。このように、報酬を得ることは必要でありつつも、過剰になれば同僚間 の、あるいは患者との関係を損ない、医師の道徳的な地位とともに物質的基盤をも掘り崩しか ねないというジレンマが存在した。そして、それを解くための合言葉として、互いに結束するこ とzrzeszenie sięが多くの医師たちによって掲げられ、このことが上記の倫理綱領に結実するの であった。当該草案では、「公衆publicznośćに対する医師の義務」として、適切な広告の方法 や利益誘導の禁止が記される一方、適切に報酬を得る手続きや診断会議の手順について定 められる。また、草案の用意と並行して、医師たちの間では保険制度をつくり、加齢や病のた めに働けなくなったか、命を落とした医師の家族のための福祉をも組織化しようとしていたが、 そのためにも、良好な同僚としての関係や互いに結束することが必要不可欠であったことは明 白である。地方医師たちは、自身の生活基盤を確立させつつ、医師間の競争と過度な営利追 求を集団的なモラルでもって統制しようとしたと捉えることができる。

これらの一連の事実は、地方医師が公共といかなる関係を切り結ぼうとしたのかを示している。これまでに報告者は、地方医師たちが自分たちの活動を社会的労働と表現し、どのように社会に貢献しようとしてきたのかを論じてきたが、医師たちがそうした社会活動に従事する背景には彼らの経済的な戦略があったのである。だが、次のこともまた考慮されなければならないだろう。ウッチのような地方都市では、産業的発展が人びとの間でエゴイズムを蔓延させ、困窮する民衆のための社会的な支援もままならないというように当時の言説では語られており、

ウッチを中心に地方医師たちが形成されたのもこうした問題意識が背景にあってのことであった。そのため、競争や過度な利益追求は、彼らの批判対象がじつは自分たちの外部ではなく、内部にもあるすることを意味することになり、自らの道徳的な優越性を主張し直さなければならなかったというイデオロギー的要請も、医師をして職業倫理をめぐる議論に向かわせたのだと考えられる。そして、以上のような経済的・イデオロギー的な文脈において、1914年の綱領に代表される諸言説には、競争や営利追求から身を離し、正当な報酬のみを求め、社会や学術の進歩に貢献することを公的に約束し、自身の地位を道徳的にも物質的にもゆるぎないものにしようとした地方医師の価値規範が反映されていると理解できるのである。

【2 日目 9月29日(日)】

自由論題(9:40~10:35) (A 会場 2 階 10201)

● ロシア革命・内戦期ウクライナにおける民族属人自治

村田優樹(東京大学大学院)

本報告では、十月革命後に成立したウクライナ人民共和国が導入し、その後スコロパツキ 一政権時代の中断を経て、ディレクトリア時代の末までウクライナに存在した民族属人自治制 度を扱う。人民共和国は、1918 年 1 月、民族属人自治法を制定し、ウクライナの主要な民族 的少数派であるユダヤ人、大ロシア人、ポーランド人に公的な民族代表機関の設立の権利を 付与し、また、上記三民族の自治の実践のために、中央政府にユダヤ省、大ロシア省、ポーラ ンド省を設置した。本報告の目的は、この民族政策の具体的内容を、制度と実践の両面から 明らかにすることである。

先行研究では、ウクライナにおける民族属人自治制度は、カール・レンナーがオーストリア=ハンガリーに関して提起した著名な民族問題の解決策の先駆的かつ忠実な実現の例と見なされている。また、ウクライナの歴史家は、少数派への属人自治の付与に、当時の人民共和国の指導者たちの開明性を見出している。このように、民族属人自治制度を民族主義的なショービズムに対置し、多民族共存の試みと結びつける先行研究に対し、報告者は、民族属人自治制度もまた、ウクライナ民族国家と同様、第一次世界大戦を契機にロシアの辺境地域で急速に進展した「民族化 Nationalization」の帰結であると考える。大戦期に避難民支援の目的で民族単位の結社が各地で形成され、二月革命後、諸民族は自らの代表機関を設置して政治的要求を提起するに至った。この発展は、中央ラーダに結集し、臨時政府と自治をめぐって交渉したウクライナ人だけでなく、ウクライナ内の民族的少数派であるユダヤ人、ポーランド人にも共有されていた。報告者は、中央ラーダの会議で民族属人自治法が議論、制定される手続きそれ自体よりも、民族的少数派のなかでも生じていた民族化の動きが、領域内の多数派であるウクライナ人の自治構想、国家構想に影響を与えていく過程を重視する。

また、民族属人自治の実践については、その制度が民族問題の解決に寄与したのか否かという視点ではなく、その制度がウクライナの民族間関係をいかに変容させたのかという視点から考察する。法的に定義された少数派の存在は、逆説的に多数派としてのウクライナ人の地位を確実にし、他方、法的に保障された民族的権利は、暴力に晒された少数派にとっての頼みの綱となった。また、民族属人自治制度は、大ロシア人の少数民族化という歴史的な現象をもたらした。本報告では、民族属人自治の具体的実践を、上記三民族それぞれについて、キエフの文書館における史料調査の成果を踏まえて明らかにする。

自由論題 (10:40~11:35) (A 会場 2 階 10201)

• An Entangled Ukrainian History of the Concept of "the United States": from Cyril-Methodists to the Revolution 1917-1921

ヘンナディー・コロリョフ(Gennadii Korolov) (ウクライナ国立科学アカデミー歴史研究所 /北大スラブ・ユーラシア研究センター)

In 1835 Alexis de Tocqueville brought the American federalist myth to Europe. Nine years after the Brotherhood of Saints Cyril and Methodius – the Ukrainian secret organization in 1846-1847 – discussed the draft of Constitution of the Slavic United States, where the unknown author referred to the American political system. This paper focuses on entangled history of the concept of "United States", which got various types, such as an idea of the "United States between Black and Baltic Seas", an idea of the "United States of Ukraine", and the idea of Ukrainian state as a part of the Russian federation. I will trace its evolution from Cyril-Methodists

The hypothesis assumes that the idea of the "United States" was adjusted into different Ukrainian ideological doctrines and was used by Ukrainian politicians and intellectualists for concrete political aims. As a result, this idea evolved as an ideological utopia in the "long nineteenth century" and then during the Ukrainian revolution, it became an instrument of Realpolitik politics.

through Mykhailo Drahomanov to the Ukrainian revolution 1917-1921.

Also, this concept had unchanged component: Ukrainians wanted to transfer a certain part of sovereignty to ethnographic regions/countries or national minorities. In sum, the Ukrainian concept of "United States" had a distinct feature, on the one hand, it proclaimed an aspiration to shaping the federation as a national state and, on the other, a temporary loyalty to certain national minorities.

自由論題 (11:40~12:35) (A 会場 2 階 10201)

● ロシア軍将兵の罪と罰:デカブリスト時代の第2軍の事例

松村岳志(大東文化大学)

デカブリスト叛乱は長いこと、十月革命を最終局面とする運動の単なる一過程とされてきた。 このため、デカブリストの思想は注目されても、軍事クーデターとしてのデカブリスト叛乱の分析 は手薄であった。特に軍事クーデターの主体たる国軍及び士官団は、内戦時に反革命勢力の 中核となったこともあり、十月革命以降ほとんど研究対象とならなかった。

しかし、報告者は、軍事クーデターが一部の国々では政治変革の有用な選択肢として現に機能しているがゆえに、その研究が有意義であると考える。

ソ連崩壊前後に、国軍および士官団の研究が本格化した。こうした研究はピョートル大帝から十月革命までの国軍の本質の解明を目指し、特に国軍が社会階梯を上昇する経路として機能していたことを明確に示した。しかし、本質論からは、1825 年の軍事クーデターで国軍が果たそうとした役割の解明は不可能である。というのは、1825 年の国軍はナポレオン戦争前の国軍とも、一般兵役義務採用後の国軍とも異なるからである。

本報告では 1820 年代前半の命令書及び軍法会議記録を資料として、デカブリスト南方結 社の巣窟であった国軍第2軍の将兵の特徴づけを試みる。

これまで報告者は、デカブリストの体罰観が特に革新的ではなかったこと、デカブリストの主 張には、軍事クーデター是認論以外に国軍主流派と異なる点がほとんどないこと、下士官兵 が国軍と直上の上官とから二重の家父長的保護を受けていたことを主張してきた。

このたび、あらたに主張したいのは、以下の二点である。

- (1) 士官は、下士官兵の権利侵害、勤務過怠、上官への反抗などでしばしば処罰された。
- (2)下士官兵の犯罪のなかでは脱走よりも殺人、強盗、貨幣偽造のほうが重く罰せられた。 以上から報告者は 1820 年代前半の国軍に関し、次のように結論するものである。
- ・下士官兵は武装したまま一般住民に接することがあり、それゆえに様々な刑事事件を起こ したが、平時にあってはまずもって善良なる農村住民であることを期待されていた。
 - ・士官団は上官への服従と下士官兵の権利の擁護とを強制された。
- ・国軍は下士官兵にとってのみならず、独立不羈の精神を有する士官にとっても制限の多い 居場所であり、農奴主の権益を擁護する道具というよりは、むしろロシア国民の一体性を涵養 する場として機能してしまった。だから当時のロシアでは、政治変革が軍隊を中心として生じて も不思議ではなく、その場合、その変革は軍事クーデターと呼ばれるのである。

|自由論題(9:40~10:35)| (B 会場 2 階 10202)

● 19 世紀後半における中央アジアのロシア医学の導入と梅毒対策

宮崎千穂(名古屋大学)

19 世紀中葉以降、中央アジア統治を本格化したロシアは同地において西洋医学の導入を試みていった。本報告では、中央アジアへ進出したロシアが、感染症、とりわけ、梅毒などの性感染症といかなる〈闘い〉を繰り広げたのかを、ウズベキスタン共和国国立中央歴史文書館などで収集した行政、軍、医師らによる調査報告や医学雑誌等の 19 世紀の刊行物に掲載された論考等を分析、考察することにより解明することを目的とする。そして、それを通して、ロシア帝国の中央アジア統治のあり方を医学・医療という観点から映し出すことをめざす。

19世紀後半は、ロシアが陸海軍ともに世界規模での移動を展開し、軍人や植民者というといの集団が病に罹ったことにより、進出者、統治者としてのロシアにおいてはその治療と予防が課題となった。ロシアは、治療および予防に際して、進出した場所、統治の場所における環境と文化といかに付き合うか(制圧するか)という課題に直面したのである。報告者は、これまで、19世紀後半におけるロシア海軍による日本での梅毒との〈闘い〉のあり方を明らかにする研究に従事してきた。本報告は、その研究に接続し、比較をしながら、19世紀における帝国としてのロシアを創出する医学・医療空間の形成の過程を明らかにする試みである。

ロシアでは、19 世紀後半、梅毒が帝国の病として社会病化されていく。1897 年にはロシア 内務省医務局の主催にて「ロシアにおける梅毒対策を審議する勅令大会」と称する帝国全土 より約 500 名が参加する大規模な学術大会が開催され、中央アジアにおける梅毒統計もそこ に含まれている。しかし、かように軍、都市、農村の梅毒を標的とした医師らによる〈闘い〉が帝 国全土を呑み込もうとする一方で、中央アジア現地では西洋医学の支配は十分に及んでいた とはいえない。

トルキスタンへの西洋医学の導入は、日本におけるロシア海軍医療が治療および予防ともロシア軍人を守るために展開されたのと同様なかたちで進められた。軍診療所などロシア軍人やその家族を対象とした医療施設の設置とそこでの治療、そして、売春婦の管理という予防法がとられたのである。他方で、日本と異なり中央アジアは植民地としてロシアの統治の対象であった。本報告では、ロシア軍の梅毒との〈闘い〉の他ならぬ中央アジアという場所での医療の実践、医学の形成のあり方を描いてゆく。

シベリア出兵と国際環境

趣旨説明

兎内勇津流(北海道大学)

シベリア出兵の開始 100 年に当たる昨年のロシア史研究会大会において、「新史料から見直すシベリア出兵」を組織することができたのは幸いであった。しかし、非常に複雑なこの歴史的事件について、そのほんのわずかな部分を取り上げたに過ぎない。

そこで、シベリア出兵 2 年目から 100 年である本年も、引き続きシベリア出兵をテーマとするパネルの企画を提案し、シベリア出兵についての理解を広げようするものである。

シベリア出兵に先立って、中国の辛亥革命(1911-12 年)、第一次世界大戦の勃発と日本の 青島占領(1914年)、対華 21 か条要求(1915年)、ロシア二月革命と十月革命(1917年)、アメリ カの参戦(1917年)、ブレスト・リトフスク講和(1918年)があり、国際情勢はヨーロッパにおいても アジアにおいても大きく転換した。

出兵から 3 か月余り後の 1918 年 11 月、ドイツが降伏して第一次世界大戦は終結し、翌 1919 年パリで講和会議が開かれた。ここで大きな役割を演じたのが、レーニンの「平和に対する布告」に応じる形でアメリカ大統領ウッドロウ・ウィルソンが前年に提唱した 14 カ条であり、国際機構として新しい国際秩序の実現を担保すべき国際連盟の設立が決定された。ウィルソンの新外交は、第一次世界大戦後の国際秩序に大きな影響を与えたのである。しかし、ウィルソンはアメリカに条約を批准させることができず、連盟に非加盟にとどまることで、その影響力を制約されることになった。また、ソヴィエト・ロシアは講和会議に招かれず、1920 年代初めにおいては外交的な孤立状態におかれた。

以上の状況下で進行したシベリア出兵において、日本は、対米、対中、対ロ関係をどのように構想したのか。それを検討するには、政治、軍事とならんで経済についての分析が必須であるように思われる。また、ソヴィエト・ロシアの新外交への対応と対米、対中、対日外交の構想についても、ここで併せて検討したい。

本パネルは、以下の報告から構成される。

● ワシントン会議(1921-22)への道程——日本とイギリスの会議準備の比較検討

中谷直司(帝京大学)

1921-22 年にアメリカの首都で開催されたワシントン会議は、第一次世界大戦後のアジア・太平洋地域の国際秩序の基本原則を定めた国際会議として重視され、外交史・国際関係史を中心に研究が重ねられてきた。一般的な理解では、国際政治の改革を志向するアメリカの強力なイニシアティブの下、一方では日米英を中心とする実効的な軍縮条約が成立し(五国条約)、他方ではやはりこちらも日米英の三大国を中心に、中国の不平等状態を漸進的に改善することを目的とするいくつかの国際協定が成立した(九国条約、中国関税条約など)。あわせて、アジア・太平洋地域の勢力均衡を象徴する軍事同盟といえた日英同盟の廃棄も取り決められている(四国条約)。

ただし会議がもたらした成果の限界を指摘する研究も多い。特に中国の不平等状態の改善については、総じて言えば、将来のプログラムを大まかに規定したにとどまる。大戦中から日本が占領していた山東半島の返還と関連権益の処置について日中間で合意がなり、イギリスも

威海衛租借地の返還を約束したが、中国が最も重視した関税自主権の回復や治外法権の撤 廃では具体的な成果は得られなかった。くわえて革命で体制変換が生じたロシア(ソ連)と敗 戦国ドイツは会議に招請されず、結果ワシントン会議で締結された国際協定の包括性は限定 されたものとなった。なかでも中国問題に関してみれば、1920 年代にドイツや特にソ連は独自 の中国政策を追求し、中国の不平等を改善するためにワシントン会議が定めた先述の「プログ ラム」の手強い競争相手となったのである。

では以上の限界は、ワシントン会議の参加国にとってどの程度意図した結果であったのだろうか。もとより、ワシントン会議の中核を担った日米英のいずれもがソ連との国交を持たず、さらに日本がシベリア出兵を継続中の状態では、ソ連の会議参加は当初から考慮外であっただろう。しかし、ワシントン会議に至る三国間の国際交渉過程や各国の政策立案過程をみれば、ロシア問題を含めて、ワシントン会議が実際に討議し、取り決めた以上に、広範な問題が俎上に載っている。本報告では、特にアメリカのイニシアティブの陰に隠れがちな、日本とイギリスの会議準備を検討することで、ワシントン会議および同会議がつくり出したとされる地域秩序の限界と意義を再検討するための新たな視角を提示することを目ざす。

● シベリア出兵期日本の経済活動の拡張

柴田善雅(大東文化大学)

外務省篇『在外実業者調』によると、シベリアの領事業務で掌握した日本人事業者は 1915年 24 件の活動が見られ、三井物産、鈴木商店、三菱合資、松田銀行部(十八銀行)、協信洋行が含まれていた。ロシア革命への干渉のための軍隊派遣の英国の提案に沿って、日本政府は 1918年8月2日シベリア出兵宣言で軍隊の派遣を決定し、同月9日浦塩派遣軍を編成し、ウラジオストックに上陸し戦域を西に拡大し、鉄道線に沿ってバイカル湖周辺まで進軍した。ウラジオストックには開戦前からかなりの日本人事業者が参入していたが、有力事業者は日本の大手商社と十八銀行の支店に該当する松田銀行部であった。シベリア極東地域は、敵国との交戦状態ではないため、軍政を敷く体制にならなかった。派遣軍は従来の伝統で軍票を持参し、使用を開始したが、交戦国ではなく軍票発行は不当との地域住民の反発を受け、回収困難を予想し朝鮮銀行券の利用に転換した。朝鮮銀行はウラジオストックのみならず、浦塩派遣軍展開地域にも通貨交換を主業とする派出所を設置し、松田銀行部の営業を承継した。同行はシベリア出兵のまま、軍事介入体制が温存できることで日本の行政権限が持続することで、出兵体制のまま同行券の流通が既得権益となることを期待した。

日本人業者はウラジオストックを中心にシベリア出兵を好機ととらえ多数参入し、日本商業権益の確保を狙った。シベリアの日本事業者は1918年123件に急増したが零細自営業者が中心である。1919年125件でピークとなるが法人は20件ほどで、ほぼウラジオストックに集中していた。1919年の法人事業者には三井物産、三菱商事、鈴木商店のような巨大商社のほか、横浜正金銀行と朝鮮銀行が国策を背景にウラジオストック支店で日本商業者向取引を行った。またシベリアを主たる事業地とする日露実業、一柳産業、協信洋行、日本毛皮、西伯利亜商事、青浦商行、欧亜商行のような法人も事業所を置いており、シベリア出兵期日本人事業者の参入を特色づける。ただし法人でウラジオストックに本店を登記した事例はない。1922年10月の北樺太以外の撤兵完了で、派遣軍用達とその周辺で事業機会を見出していた多数の日本人事業者が事業基盤を喪失して引き揚げ、日本人経済活動は縮小し、1924年に26件に急減し自営業者の掲載は限られた。以後は革命政権と対抗しつつ、既存の対露商業権益の延長上で政府の意向を踏まえ活動する朝鮮銀行、対露貿易債権保有者の出資を得た日露実業、シベリア事業者として延命を図る協信洋行、新たな天然資源開発を目的に参入する沿海州木材や日魯漁業のような一部事業者の活動に限定された。

● 日本軍撤兵問題と極東共和国の外交

藤本健太朗(東北大学)

1917年のロシア十月革命は、ロシア全土に革命派(赤軍)対反革命派(白軍)の大規模な内戦をもたらし、それはチェコスロヴァキア軍団の蜂起をきっかけにシベリア及び極東地方にも波及した。満洲、沿海州、朝鮮半島に対し強い利害関心を持つ日本は内戦の混乱を利権拡大の好機とみなし、連合国の強い要請に応えるという形をとって内戦に干渉した。

1920 年初めに革命派は東シベリアのヴェルフネウチンスクに到達したが、当時西側でポーランドとの緊張関係にあったソヴィエトロシアは、東側での日本との衝突を回避するため、緩衝国家の建設を目指した。極東に統一的な緩衝国家を建設する過程で主導権争いがあったものの、1920 年内にはチタを首都として A.クラスノシチョーコフを首班とする極東共和国が緩衝国家として定着した。

極東共和国は日本軍の大陸からの撤兵をその存在目的として設立され、実際に数度にわたり日本との交渉を行った。その「外交」は原則としてソヴィエトロシアの「指導」下で行われると規定されていたが、近年の研究では、ソヴィエトロシアと極東共和国の対日政策が一体のものであった、という見解に疑問が投げかけられている。原暉之は、モスクワと極東との間のコミュニケーションには限界があったことを明らかにし、中央からの指示の不履行などが原因で、1921年の中頃に極東共和国の指導層が相次いで辞任、失脚していることを指摘した。また、Yシュラトフは、この時期の対日外交における現地のアクター達の働きについて、モスクワからの指示が物理的に届きにくかったため、個人の判断によるものも多かったとしている。

原とシュラトフの指摘は、ソヴィエトロシアと極東共和国が対日政策について異なる目的を持っていた可能性を示唆している。報告者はすでに、ソヴィエトロシア、特に外務人民委員のチチェーリンがどのような対日交渉プランを立案したかについて別稿で論じたが、極東共和国の外交官たちがどのように日本の駐兵を認識し、どのような対日政策の方針を策定したかについては、まだ明らかではない。本報告は、極東共和国が成立してから 1921 年 11 月に極東共和国と日本が本格的な外交交渉を持つ(大連会議)までの時期を中心として、極東共和国の対日政策案について、主にモスクワ中央への報告を元に検討する。

ペレストロイカ期のロシア史研究再考

趣旨説明

池田嘉郎(東京大学)

ペレストロイカの歳月からおおよそ 30 年が経過した。当時ソ連社会に起こっていた変化は、日本を含む各国のロシア・ソ連史研究に大きな影響を与えた。だが、その影響が具体的にどのようなものであり、それがのちの研究にとっていかなる意義をもっていたのかについては、必ずしも十分に再検討されてはいない。あるいはまた、当時にあってソ連を見つめながら、ロシア・ソ連史研究の今後について私たちが得ていた展望がどのようなものであったのかについても、同様のことがいえる。総じて私たちには、過去の様々な時期の研究のあり方について、一定の時間を経たところで振り返り、検証する作業が不足しているように思われる。本共通論題はこのような問題意識に立ち、研究史上の大きな変動期であったペレストロイカ期について、私たちの研究のあり方を振り返ることを目指す。

● ペレストロイカ期の中央アジアをどう見るか:民族問題論から共和国政治論へ

宇山 智彦(北海道大学)

ペレストロイカ期は、日本でも世界でも現代中央アジアに関する知識が急速に増大し始めた時期である。しかし注目される問題は、ソ連中央と民族共和国の関係および各共和国内の民族間関係という、民族問題に偏っていた。また、中央アジア諸民族の主要な特徴と見られたのはイスラームという宗教であり、その観点から中央アジアと中東を同一視するような見方も生まれた。こうした偏りは、中央アジア現地でも民族問題が大きな話題となっていたことや、モスクワから中央アジアを見る際の「他者」的なまなざしにも由来しているが、1980 年代の知的潮流としてのナショナリズム論的な関心や、冷戦期以降の欧米や日本の知識人が中央アジアに託した、ソ連からの離反やムスリムの連帯への期待という、外的な要因によるところがより大きかった。

民族紛争の際限ない激化もムスリムの団結も生じないままソ連が自壊し中央アジア諸国が独立したのち、中央アジア研究者たちは次々と新しいテーマに取り組んだ。しかしペレストロイカ期・ソ連崩壊期については、民族紛争が散発したが独立運動はあまり強まらないまま独立したという見方が概ね定着する一方で、民族問題が独立の過程でどのような意味を持ったのかについては曖昧なままとなった。ブレジネフ期に共和国指導部のある程度の自立化や一定の枠内でのナショナリズムの成長が見られ、結果的に独立の準備期間になったことについては優れた研究が現れたが、そのこととペレストロイカ期の変化の関係は十分に深く考察されてこなかった。

本報告では、ペレストロイカ期・ソ連崩壊期の中央アジア諸共和国(資料が十分に得られないトルクメニスタンを除く)における政治を、エリート内の対立、指導部の権力強化策、民族紛争・地域紛争への対応という 3 つの面から、同時代資料と回想を用いて分析する。共和国における政策・政治闘争がペレストロイカの展開や言説と密接に関連し、政治アクターがソ連全体の動向や自分たちのモスクワないし全ソ連での評判を気にし続けたという意味では、中央アジア諸共和国の自立は緩慢であった。しかし、共和国指導部が徐々に自立性を高めたというだけでなく、エリート内の権力闘争がソ連中央によるコントロールから離れて展開されるようになる中で、「政治の場」としての共和国の枠組みの意味が、ブレジネフ時代とはまた異なる形で

急速に高まっていった。このような変化においてしばしば重要な契機となったのは、紛争ないしその可能性への対応であった。ペレストロイカ期の中央アジア政治を見るには民族問題に限らない総合的な視点が必要であると同時に、民族問題がナショナリズムという以上にセキュリティの問題として政治闘争に影響を与えたことに注目すべきであるというのが、本報告の主張である。このような経緯および共和国ごとの違いを把握することは、独立後の各国の政治体制の特徴を理解するためにも役立つはずである。

● ソ連の経済メカニズムに関するペレストロイカ期の研究の再検討(仮題)

鈴木義一(東京外国語大学)

ペレストロイカが始まる直前の1983 年 4 月にソ連科学アカデミー・シベリア支部の経済・工業生産組織研究所で開催されたセミナーにおいて、タチヤナ・ザスラフスカヤの報告「社会的生産関係の向上と経済社会学の課題について」が「部内資料」として配布された。この文書は何らかのルートで国外に流出し、日本でも「ノヴォシビルスク覚書」として注目を集めた。当時の日本のソ連研究者の議論を見てみると、この「覚書」の方法論と問題提起の斬新さとともに、ソ連の経済改革論をめぐる状況や制約条件について緻密な分析が行われていたことがわかる。ペレストロイカが開始されると、ザスラフスカヤは上記研究所のアベル・アガンベギャン所長とともにイデオローグ的存在として経済改革に深くコミットしていく。同時に、「ノヴォシビルスク学派」が提起した問題は、ザスラフスカヤとロザリナ・ルィフキナによる「経済社会学」という学問分野の開拓となり、さらにソ連の社会・経済体制をいわゆる「行政命令システム」と規定する議論とも関わっている。

計画経済システムの改革として始まったペレストロイカの経済改革は、経済管理の分権化、市場メカニズムの導入、国営企業改革と経営形態の多様化へと展開し、さらに市場経済化と所有制度の転換をめぐる激しい議論の中でソ連崩壊を迎える。一連の改革のプロセスは、ソ連経済・社会主義経済の分野はもとより、さまざまな分野の研究者の関心を集め、多様な議論が展開した。体制転換後には、社会主義経済の原理的矛盾に関する議論がおもに新古典派経済学者の間で強まる。ただし、その改革論の展開を追うことが本報告の目的ではない。まず、「ノヴォシビルスク学派」が提起した課題を手がかりにして、ソ連の経済メカニズムが当時どのように論じられていたかを概観する。続いて、ペレストロイカ以前の経済改革論からペレストロイカの経済改革を経て体制転換に至るまでの、ソ連の経済メカニズムに関する、おもに日本における研究の方向性と射程をあらためて検証し、さらにその歴史的文脈を考察する。

● ペレストロイカとロシア研究

加納 格

ソ連が崩壊して28年、ゴルバチョフが共産党書記長に選出されてから34年を経過した。この間の変化は、ロシア史だけでなく、広く歴史研究の根幹を揺り動かしたように思う。

ゴルバチョフは、就任当時 54 歳、ブレジネフら前任者に比べて若く、見るからにエネルギッシュな印象を与えた。チェルネンコ政権下の外遊で会談した英首相サッチャーら外国要人に好印象を与え、ソ連に好ましい変化が生まれるとの期待を生んだ。期待のこの大きさは、当時通流していたソ連観の裏返しでもあった。

ブレジネフ期ソ連は、内政ではコルホーズ農民への国内パスポート交付、土曜労働廃止などの改良策をとりながら、他方でサハロフ、ソルジェニーツィンに代表される国内異論派の言論

自由化要求を抑え込んだ。対外政策ではデタントを推進し、ヘルシンキ合意に至る一方で、アフガニスタン侵攻ではソ連の膨張性を印象付けた。ポーランド「連帯」運動には、ハンガリー、チェコスロヴァキアと同じ武力介入をちらつかせてヤルゼルスキの弾圧策を呼び込んだ。さらに大韓航空機撃墜の悲劇も起こした。この状況で当時は「ソ連脅威」論が日本でもアメリカでも声高に叫ばれた。日本ではフヴォストフ襲撃以来の「対露脅威感」と「対ソ連防衛論」を結びつけた「ロシア・コンプレックス」論が主張され、「左翼」ジャーナリズム・知識人批判が一層強められた。また「北方領土問題」を冷戦を強めるてことする動きもあった。アメリカではレーガン政権の政策決定に加わっていた歴史家パイプスが議会でソ連の膨張阻止を訴えた。現在考えられる以上にロシア・ソ連研究は、日本で、また米国で対立の焦点軸に置かれていた。こうした状況だったので新指導者ゴルバチョフによるソ連の変化が期待された。

ゴルバチョフ政権の取り組んだ変革は、世界で関心を集めた。アフガニスタン侵攻以降後退した核兵器制限交渉を促して冷戦を終結させる「新思考」外交、世論活性化のための「公開性」、経済、政治システムの「建て直し」といった方針はこれまでの保守国家ソ連のイメージを変え、関心を高めた。そこには大きく3つの関心が見られた。第1に、政治体制の変化そのものへの関心。現状分析といわれるような政治情勢への関心である。第2に、国家主導型ソ連社会主義とは異なる社会主義への関心。過去にはチェコスロヴァキアの「プラハの春」のような改革社会主義、また経済成長を重視する中国社会主義もあり、ソ連がどんな社会主義に向かうかが関心となった。これには社会動向も含まれる。第3に、1、2と関連しながらロシア、ソ連の歴史的経緯、形成の要因、結果への関心。ゴルバチョフの登場より少し前にソ連の思潮では「歴史必然論」に代わる「歴史オルターナティヴ」論が主張されるようになった。分かれ道で「選択」があるなら、社会主義の歴史的必然性は後退し、ソ連期では社会主義ヴァリエーション、帝政期では代議制の問題も取り上げられうる。こうした関心に立場、方向は違うが、それぞれの研究者は向かい合った。

大会報告では、80年代当時にロシア・ソ連研究が置かれていた状況を踏まえながら、どのような関心がソ連の変化に向けられたか、それは、ソ連崩壊後30年を迎えようとする今のロシア 史研究、ロシアという歴史個体の把握・理解にどう及んでいるかを考えたい。

【6月例会報告要旨】

報告者: シモナス・ストレルツォーヴァス(シャウレイ大学准教授)

タイトル: "Civitas et militaris: the repatriation of Polish internee soldiers from Lithuania. The fate of civil refugees after the Soviet occupation."

要旨:

1939 年 9 月に第二次世界大戦がはじまり、ポーランドはドイツとソ連によって分割占領された。1940 年夏にソ連に併合されるまでに中立国リトアニアにポーランドから約 5 万人の難民・戦線離脱軍人が流入してきた。軍人は約 14000 人である。軍人は抑留者用の収容所に入れられた。ただしリトアニアは交戦国でないので、収容所の出入りは自由であり、強制労働もさせられなかった。最大の収容所はバルト海沿岸近くに作られた。ポーランド兵が冬戦争(ソ連・フィンランド戦争、39 年 11 月~40 年 3 月)へ義勇兵としての派遣を、あるいは中立国スウェーデンへの逃亡を準備していたからである。二番目に大きい収容所は首都カウナス近郊に設置された。

当時のリトアニアの人口は約2百万人で、大量の難民流入は負担が大きい。外国からの支援も限られたリトアニア政府は、収容所の縮小を図り、理由をつけては多くの軍人を解放した。解放されなかった兵士は、本人の同意があったときだけ、1940年5月までに1700名がソ連占領下の、1600人がドイツ占領下のポーランドに送還された。ほとんどが兵卒だったため、強制収容所に入れられることもなく、無事に戦争を乗り切ることができた。

1940年7月半ば、小アニアがソ連に併合されると、国内に残っていた送還先のない難民は、ソ連の市民権取得を強いられた。独ソ戦開始直前の1941年6月14-18日に、17500人がソ連当局に逮捕され、シベリアのラーゲリに送られた。逮捕された三分の一が、ポーランドから逃れてきた難民だった。

(文責:稲葉千晴)

【事務局より】

<報告ペーパーについて>

本会ウェブサイト(https://www.roshiashi.com/)の会員専用ページに、9月13日以降にペーパーをアップします。専用ページのパスワードは、近くなりましたら研究会MLでご連絡いたします。

<昼食について>

今年も、両日ともに事務局では弁当などの昼食や飲料の手配を行いません。各自でご用意くださいますよう、お願いいたします。土日は生協食堂は閉まっていますが(土曜のみ購買部は開いています)、会場すぐの首都高沿いにいくつかファミリーレストラン(ジョナサン、とんでん、味の民芸等)があります。首都高方面に出て右手に少し行ったところにファミリーマートもあります。

ロシア史研ニューズレター 第115号 2019月8月20日発行 編集・発行 ロシア史研究会ニューズレター委員会 (井上岳彦、畔柳千明) 〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学大学院総合文化研究科 地域文化研究専攻 鶴見研究室気付 ロシア史研究会事務局